



週1回は当直 連日深夜帰宅

主婦 池松 和江

(さいたま市浦和区 70歳)

「小児科医自殺は労災」

(15日朝刊)を読んで、やっと勤務医の過酷な労働実態が認められたかという感じがしました。

私の娘は小児科医で、病院に勤務しております。最初は関東の大病院に研修医として勤務、その後、3

年ほど地方の関連病院に派遣された後、東京の大学病院を経て、3カ所の病院を転々となりました。

どの病院でも当直は週に最低1回、月に5、6回あり、当直から翌日の勤務終了まで34時間以上休みなしでした。朝早く家を出て、帰宅するのは次の日の夜中という状態です。当直でない日も、学会の発表論文の準備や、症例検討会などがあるために帰宅はいつも深夜でした。

このような長時間勤務が長く続いたため、娘は体調を崩したことがあります。

その後、勤務医と結婚はしたものの、夫婦とも多忙な勤務のために自由な時間を持つことができないようです。

小児医療の体制を考える立場にある官庁や政治家の方々には、勤務医、特に小児科の勤務医をこんな状況から救うことから始めてく

ださるよう、切にお願いいたします。

米の研究では

多い医療ミス

小児科医 江原 朗

(札幌市豊平区 44歳)

過労からうつ病を発症し

て自殺した小児科医につい

て東京地裁が労災と認めた

(15日朝刊)。月に8回の

宿直があったという。宿直

勤務医の長時間労働

といっても、実際には深夜

に救急外来を行うこともあ

るので、夜間の時間外勤務

になる。月8回の泊まり勤

務ならば、1夜勤16時間×

8つまり128時間の時間

外勤務になる。病院の医師

に対する労務管理上、許さ

れることではない。

しかも、医師の長時間勤

務は医師の健康管理だけで

はなく、医療事故防止の点

でも問題である。アメリカ

の研究で、集中治療室で34

時間連続して働いた医師

と、16時間働いた医師の2

グループを比較検討したと

ころ、34時間のグループで

は医療ミスの発生率が、16

時間働いたグループに比べ

て約36%も多かったことが

示されている。医師の長時

間労働は、医療の安全に有

害となる事が分かる。

もはや、医の倫理や使命

感だけでは安全な医療は継

続し得ないと思う。今後、

適切な労務管理と、それを

可能にする医療体制の整備

が求められる。



©朝日新聞社 2007年

発行所・札幌市中央区北2条

西1丁目1番地 〒060-8602

朝日新聞北海道支社

電話 011-281-2131